

議員提出議案第1号「青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の本市の考え方

1. 議員提出議案の内容

子ども医療費助成の対象者を18歳まで拡充

(対象者) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の者（保護者に監護されている者に限る）

(保護者) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者その他の子どもを現に監護する者

2. 現行の制度

(1) 青森市子ども医療費助成条例に基づき実施

(対象者) 本市に住所を有し、住民基本台帳法による届出をしている0歳から中学校就学の終期に達するまでの者であって、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であるもの

(助成内容) 入院・通院に係る保険診療分の自己負担額

(県補助金) 未就学児に係る助成額の2分の1
※4歳に達した日の翌月から、入院は医療機関ごとに1日500円、通院は1月につき1,500円を助成額から控除した額の2分の1

(2) 令和4年度助成実績

(対象者) 24,205人 ※令和5年3月31日時点

(助成額) 690,583,247円

(県補助金) 118,884,744円

3. 本市の考え方

- 予算を伴う条例については、地方自治法第222条第1項において「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」と制限規定が設けられている。これは、議会の議員が提出する条例案その他の案件については、直接に適用されるものではないが、議員提案の案件についても、本条の趣旨を尊重して運営されるべきである旨、国からの通知に示されているところであり、市と協議することもなく、予算を伴う条例案を予算の見通しもないまま提案することは、法の趣旨に合致しない。
- 青森県の子育て支援に関する無償化等交付金の活用については、今後、交付金の制度内容を踏まえ、子ども医療費助成の拡充をはじめとした本市の子ども施策全般について、市が負担する財源も含めて検討していくこととなる。



以上のことから、本条例改正案については可決すべきものではないと考える。